

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
商工労働部 公営競技事務所
指 摘
場外開催の特別観覧について、席使用料として1人500円を徴収しているが、その根拠が定められていなかったため、改善を図らねたい。
措 置 状 況
場外開催時の特別観覧席使用料については、富山競輪場場外発売における入場料に関する要綱を制定し、令和6年2月2日に施行した。今後、要綱に基づき適正な料金徴収を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
商工労働部 公営競技事務所
指 摘
休日かつ週休日のため週休日とされていたが週休日の振替を行ったことで休日となった日について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給を、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当135/100を支給すべきところ、正規の勤務時間以外の勤務した時間について超過勤務手当125/100のみを支給したことで、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図りたい。
措 置 状 況
過小支給のあった超過勤務については、職員課給与係に報告のうえ、令和6年1月支給分の給与で調整した。今後、超過勤務の支給について、富山市職員の給与に関する条例および富山市職員の給与に関する規則に基づき適正に支給してまいりたい。